平成３０年（フ）第５１号
函館市松陰町28番５号　ドエル松陰１　101号室
債務者　寺本　　宏
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
山形市銅町１丁目１番25号　レジデンスサロード　103号
債務者　近藤　貴紀
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
山形市新開１丁目２番地８
債務者　古川　昌利
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
茨城県神栖市知手中央８丁目１番30号　中央住宅５号
債務者　肥沼未知香
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第１３号
岡山県倉敷市鶴の浦３丁目４番２－８号
債務者　岡本　春香
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１３８７号
埼玉県川口市芝塚原１丁目３番１号　コーポスガ103号、旧住所さいたま市南区辻８丁目６番５号202
債務者　飯山　篤一
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８０号
埼玉県川口市東領家５丁目19番15号、旧住所埼玉県川口市東領家１丁目５番６号　バイオレット102号
債務者　古橋　麻美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９０号
さいたま市見沼区東大宮１丁目74番地１　第二宮ロイヤルハイツ205
債務者　畠山　良子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
岡山市北区大安寺中町４番22号コーポモザン106　202号室、旧住所岡山市北区青江１丁目６番11号　205号室
債務者　三村　憲生
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２号
岡山市東区東平島1201番地８
債務者　近藤　香織
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４２号
大阪府八尾市南本町３丁目１番５－202号
債務者　菅　　敦美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５５２号
大阪府枚方市東中振１丁目10番７－307号、前住所大阪府枚方市上野２丁目９番46－501号
債務者　松本　勝幸
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０３号
大阪市福島区福島３丁目１番57－1305号
債務者　古賀　聖子（旧姓淺井）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４４号
大阪市旭区高殿３丁目31番７－408号
債務者　広中江津子（旧姓加川）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７９９号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号、前住所京都市左京区田中里ノ前町24番地24　パークハイツ310
債務者　掛　　裕治
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部